

医療機関等の受診には

マイナンバーカード!



このステッカーを貼っている医療機関・薬局で利用可能です!

顔認証つきカードリーダー等の医療機関・薬局への導入が原則義務化されました。医療機関等への受診は、ぜひマイナンバーカードをご利用ください。



マイナンバーカードで受診するとメリットいっぱい!



以前は〇〇で受診されていて、薬は〇〇ですね

初めての病院でも、特定健診情報や診療・薬剤情報が**医師と共有**できる



医療費控除がスマホでできるなんて便利ね

マイナポータルで医療費通知情報を入力でき、**医療費控除が簡単に**

マイナンバーカードで受診するメリット

安心 よりよい医療が受けられる!

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査のリスクが少なくなります。
※本人が同意した場合のみ。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少。
※本人が同意した場合のみ。
- 旅行先や災害時でも、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に!

- マイナポータルで医療費通知情報を入力でき医療費控除の確定申告が簡単。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が省略できます。
- 高齢受給者証の持参も不要となります。



マイナンバーカードでの医療機関・薬局の受付方法



マイナンバーカードは毎回受診時に持参して受付します！

あっという間に受付完了！



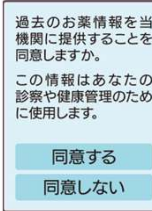
カードを預けないから安心



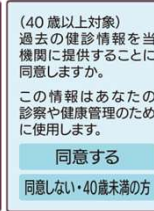
▲顔認証



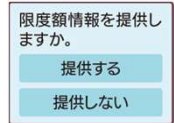
▲暗証番号確認



▲薬剤情報



▲特定健診情報



▲限度額情報

1 顔認証つきカードリーダーにマイナンバーカードを置く。

2 カードリーダーのカメラで顔認証または暗証番号を入力して、本人確認。

3 「薬剤情報の閲覧」「特定健診情報の閲覧」の同意確認。

4 「限度額情報の閲覧」の同意確認。

マイナンバーカードで受診する際の注意事項

「資格(無効)」や「資格情報なし」と表示される場合があります

Q. なぜ「資格(無効)」等と表示されるのですか？

オンライン資格確認等システムへのデータ登録が未了のためです。

その理由として考えられるのは、マイナンバーを、

- ①ご本人から事業主へ未提出、
 - ②事業主から健保組合へ未届、
 - ③健保組合からシステムへ未登録一などのためです。
- 或いは医療機関の機器不良や通信不良等の場合もあります。



Q. 「資格(無効)」等なら10割負担ですか？

下記の対応により、本来の負担割合で受診できます。

- ①健康保険証を持参し提示、
 - ②スマートフォンでマイナポータルの資格情報画面を提示、
 - ③マイナンバーカードの券面情報等を記載した書面(被保険者資格申立書)を医療機関に提出
- のいずれかの対応をお願いいたします。

医療機関から必要に応じ配布



ここをタップ！

Q. 「資格(無効)」等は予めわかりますか？

スマホ等のマイナポータル(わたしの情報)上でご確認いただけます。被保険者資格が登録されているかを受診前にご確認ください。また、システムへのデータ登録状況をお知らせする仕組みを整備予定です。

※登録が完了しているかどうかわからない状態で受診する場合は、マイナンバーカードとあわせて保険証を携行してください。

別紙様式 被保険者資格申立書

有効な保険証の交付を受けており、医療保険等の被保険者資格について、下記の通り申し立てます。

※ 記号の欄には有効な保険証を記入してください。記号は、あてはまる場合に「/」を記入してください。なお、事業主が記入した情報は、医療機関がオンライン資格確認システムに送信するものではありません。送付後、資格情報更新が完了した時点で、資格情報更新が完了した旨が通知されます。

1 保険証等に関する事項

保険証の有無	<input type="checkbox"/> 有効な保険証の交付を受けている
保険種別	<input type="checkbox"/> 社保 <input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> わからない
被保険者名称	
事業所名*	
保険証の交付を受けた時期	<input type="checkbox"/> 1か月以内 <input type="checkbox"/> それより前 <input type="checkbox"/> わからない (わかる範囲で記入ください。)
一部負担金の割合**	<input type="checkbox"/> 3割 <input type="checkbox"/> 2割 <input type="checkbox"/> 1割 <input type="checkbox"/> わからない

※1 保険証が社保(国民健康保険、国民健康保険、国民健康保険組合、国民健康保険連合会、国民健康保険協会のいずれか)の場合、そのほか「国民健康保険組合」の欄に「/」を記入してください。また、国民健康保険連合会の場合、国民健康保険連合会の欄に「/」を記入してください。

※2 0歳以上の方、または国民健康保険の被保険者の場合は、一部負担金の割合についてもご記入ください。なお、ご記入いただいた一部負担金の割合が実際と異なる場合は、後日、医療機関から連絡が来る場合があります。

2 マイナンバーカードの券面事項等

氏名	(フリガナ)
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
住所	

※3 マイナンバーカードの券面に記載された住所は、住所変更の届出が完了した後に「本人」に記入ください。

※4 マイナンバーカードの券面に記載された住所、生年月日、性別、住所変更の届出が完了した後に「本人」に記入ください。また、マイナンバーカードの券面に記載された住所は、住所変更の届出が完了した後に「本人」に記入ください。

署名 (患者との関係)** 年 月 日

連絡先電話番号 年 月 日

※5 (患者との関係)欄は、被保険者の方を事業主の欄に記入してください。

健保組合では、転職等による新規保険証発行の際に、システムへのデータ登録状況を併せてお知らせする取組みを進めていきます。

従業員の皆さまへのお願い

事業主からマイナンバーを求められた方は事業主に提出を

健康保険法施行規則により、事業主が資格取得の届出を行うために必要があるときは、被保険者に対し、マイナンバーの提出を求め、または記載事項に係る事実を確認することができるものと規定されています。従業員の皆さまは、事業主からマイナンバーの提出を求められた場合には、すみやかにこれに応じてください。

また、マイナンバーが不明であるなど提出できない場合は、届出には、住民票の漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所が必要です。いずれも、事業主へ提出できない場合には、健保組合において加入者登録ができないため、医療機関の窓口でオンライン資格確認ができない場合があります。

※任意継続被保険者の方は、健保組合へ直接届け出てください。

